

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◆訓令
◆教委訓令
◆企業訓令

第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実施本部
設置規程

第四十回国民体育大会鳥取県実施本部設置規程

訓令・教育委員会訓令・企業訓令

鳥取県訓令第二号

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県企業訓令第一号

第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実施本部設置規程を次の
ように定める。

昭和六十年三月二十六日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実施本部設置規程

(設置)

第一条 第二十一回全国身体障害者スポーツ大会を円滑に運営するため、
第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実施本部（以下「実施本
部」という。）を設置する。

(組織及び分掌事務)

第二条 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、
それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌
事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(職制)

第三条 実施本部に本部長、副本部長及び参与を置く。

2 本部長は、副知事の職にある者をもつて充てる。

3 副本部長は、総務部長、民生部長、国民体育大会事務局長及び教育委
員会教育長の職にある者をもつて充てる。

4 参与は、出納長の職にある者をもつて充てる。

5 本部長は、実施本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじ
め本部長が定める順位によりその職務を代行する。

7 参与は、実施本部の運営に参画する。

8 本部長は、特命事項を分担させるため、必要があると認めるときは、

本部付を置くことができる。

第四条 部に部長及び副部長を、班に班長及び副班長を置く。

2 部長、副部長、班長及び副班長は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が定める順位によりその職務を代行する。

5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が定める順位によりその職務を代行する。

(班員)

第五条 班員は、副班長の所属する課又は室の職員(前条第二項の規定により、班長又は副班長に充てられる者を除く。)をもって充てる。

2 別表第四の上欄に掲げる班の班員は、前項に規定する職員のほか、同表の下欄に掲げる地方機関等の職員をもって充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する職員以外の職員を班員とすることができる。

4 班員の事務分担は、班長が定める。
(委任)

第六条 この訓令に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和六十年四月一日から施行する。
 - 2 この訓令は、昭和六十年十一月十日限り、その効力を失う。
- 別表第一(第二条関係)

総務部	<ol style="list-style-type: none"> 一 実施本部の総括に関すること。 二 関係機関等との連絡調整に関すること。 三 大会役員及び招待者の編成に関すること。 四 売店の設置及び指導に関すること。 五 参加者に配布する資料の作成に関すること。 六 コンパニオンの配置及び指導に関すること。 七 ふれあい広場及び後夜祭の運営の調整に関すること。 八 選手団の接伴に関すること。 九 補装具の修理等に関すること。 十 その他他部の主管に属しないこと。
広報部	<ol style="list-style-type: none"> 一 大会役員及び招待者の招待に関すること。 二 広報に関すること。 三 報道の調整に関すること。 四 会場の消防警備に関すること。 五 会場の電話設備の管理に関すること。
会場部	<ol style="list-style-type: none"> 一 会場の施設等の設置及び保全に関すること。 二 開・閉会式場及び陸上競技会場の入場整理に関すること。
医事衛生部	<ol style="list-style-type: none"> 一 環境衛生及び食品衛生対策に関すること。 二 会場における医療救護に関すること。 三 防疫に関すること。 四 会場の清掃及び廃棄物の処理に関すること。
接遇部	<ol style="list-style-type: none"> 一 参加者の案内及び接遇に関すること。

<p>別表第二(第一条関係)</p>		<p>競技会場部</p>	<p>競技会場及び練習会場の運営等に関すること。</p>				
		<p>競技式典部</p>	<p>一 開・閉会式式典及び集団演技の実施に関すること。 二 大会旗・炬火リレーの実施に関すること。 三 競技運営の調整に関すること。 四 競技記録の収集整理及び速報に関すること。 五 表彰等に関すること。</p>	<p>二 二 宿舍仮設物の設置及び保全に関すること。</p>	<p>一 選手、介護人、監督、視察員等の配宿に関すること。 二 主要食品の確保に関すること。 三 参加者の輸送誘導に関すること。 四 参加者用の駐車場の管理に関すること。 五 会場等の飾花の管理に関すること。</p>		
<p>総務部</p>	<p>総務班</p>	<p>一 実施本部の総合企画及び総合調整に関すること。 二 全国代表者会議に関すること。 三 動員計画の調整に関すること。 四 県有車の運行計画及び配車に関すること。 五 関係機関等との連絡調整に関すること。 六 大会役員及び招待者の編成に関すること。 七 売店の設置及び指導に関すること。 八 参加者に配布する資料の作成に関すること。 九 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。</p>					
<p>広報部</p>	<p>総務班</p>	<p>補装具修理班</p>	<p>選手団第一班</p>	<p>後夜祭班</p>	<p>ふれあい広場班</p>	<p>奉仕団班</p>	<p>十 その他他部及び部内他班の主管に属しないこと。</p>
<p>役員・招待者班</p>	<p>一 大会役員に対する委嘱状の送付及び来会調査に関すること。 二 招待者に対する招待状の送付及び来会調査に関すること。 三 大会役員及び招待者の受付に関すること。 四 大会役員及び招待者の輸送に関すること。</p>	<p>補装具修理所及びスポーツマツサージ所の運営に関すること。</p>	<p>一 受持選手団の接伴に関すること。 二 受持選手団付コンパニオンの指導に関すること。</p>	<p>後夜祭の運営の調整に関すること。</p>	<p>ふれあい広場の運営の調整に関すること。</p>	<p>一 コンパニオンの配置に関すること。 二 手話コンパニオン及び表彰コンパニオンの指導に関すること。 三 駅及び空港での歓送迎に関すること。</p>	

会場部		総務班		通信班	消防警備班	取材調整班	広報班
入場整理班	施設班	<ul style="list-style-type: none"> 一 一部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 二 その他部内他班の主管に属しないこと。 		会場の電話設備の管理に関すること。	会場の消防警備に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 一 報道員席、放送席、報道員控室、共同暗室等の管理に関すること。 二 取材の規制及び誘導に関すること。 三 取材用ヘリポートの管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 開・閉会式のテレビジョン放送及びラジオ放送、閉会式後の知事の記者会見その他の広報に関すること。 二 記録写真の撮影及び整理に関すること。 三 報道委員会に関すること。 四 全国報道者・写真記者会議及び航空取材関係者会議に関すること。 五 報道員に対する来会調査に関すること。 六 報道員の配宿に関すること。 七 報道バスの配車及び運行に関すること。
接遇部		会場美化班	保健指導班	医療救護班	環境衛生班	医事衛生部	
案内所・湯茶接待所班	案内所及び湯茶接待所の運営に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 一 会場の清掃に関すること。 二 会場の廃棄物の処理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 伝染病の予防指導に関すること。 二 保菌者検案の実施に関すること。 三 標準献立の普及指導に関すること。 	会場における医療救護に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 一 旅館業に対する環境衛生上の指導監督に関すること。 二 宿舍及び弁当調製施設に対する食品衛生上の指導監督に関すること。 三 会場における環境衛生上及び食品衛生上の指導に関すること。 四 飼い犬及び野犬の対策に関すること。 五 飲料水の衛生対策に関すること。 六 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 七 その他部内他班の主管に属しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 開・閉会式場及び陸上競技会場の受持スタンドの入場口における入場券の点検、入場者への資料配布及び入場人員の確認に関すること。 二 開・閉会式場及び陸上競技会場の受持スタンド内における入場者の誘導及び整理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> スタンド第一班 スタンド第二班 スタンド第三班 スタンド第四班

		宿泊輸送部			
バス輸送班		交通車両班	乗降誘導班	食品調達第一班	食品調達第二班
選手、介護人、監督、視察員及び出演者のバス輸送に関すること。		<ul style="list-style-type: none"> 一 会場周辺及び計画輸送経路における車両の誘導に関すること。 二 主要歩行経路における交通安全対策に関すること。 三 タクシーの借上げのあつせんに関すること。 	バス乗降場等における参加者の誘導に関すること。	主要畜産食品の確保に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 一 選手、介護人、監督、視察員等の配宿に関すること。 二 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 三 その他部内他班の主管に属しないこと。
				総務班	
				<ul style="list-style-type: none"> 一 弁当引換所の運営に関すること。 二 弁当の数量の把握に関すること。 三 宿舍仮設物の設置及び保全に関すること。 四 その他部内他班の主管に属しないこと。 三 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 	
競技会場部				競技式典部	
総務班	表彰班	競技記録班	競技調整班	演技班	式典班
<ul style="list-style-type: none"> 一 陸上競技会場の運営に関すること。 二 陸上競技会場における競技記録の報告に関すること。 三 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 	表彰に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 一 競技記録の収集整理に関すること。 二 競技記録の速報に関すること。 三 敢闘賞の授与に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 競技会場との連絡調整に関すること。 二 競技用具の管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 大会旗・炬火リレーの実施に関すること。 二 集団演技の実施に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 開・閉会式式典の進行に関すること。 二 開・閉会式の式典音楽に関すること。 三 開・閉会式における場内放送に関すること。 二 その他部内他班の主管に属しないこと。
				駐車場班	
				<ul style="list-style-type: none"> 一 参加者用の駐車場の管理に関すること。 	
				飾花班	
				<ul style="list-style-type: none"> 一 会場等の飾花の管理に関すること。 	
				総務班	

別表第三(第四条関係)

<p>競技会場班</p>	<p>四 その他部内他班の主管に属しないこと。</p> <p>一 競技会場(陸上競技会場を除く。以下同じ。)の運営に関すること。</p> <p>二 競技会場における競技記録の報告に関すること。</p> <p>三 競技会場における入場者の誘導及び整理に関すること。</p>
<p>練習会場班</p>	<p>練習会場の運営に関すること。</p>
<p>総務部選手団第二班長 総務部選手団第二班副班長 総務部補装具修理班長 総務部補装具修理班副班長 広報部長 広報部副部長 広報部総務班長 広報部総務班副班長 広報部役員・招待者班長 広報部役員・招待者班副班長 広報部広報班長 広報部広報班副班長 広報部取材調整班長 広報部取材調整班副班長 広報部消防警備班長 広報部消防警備班副班長 広報部消防警備班副班長 広報部通信班長 広報部通信班副班長 広報部通信班副班長 会場部長 会場部副部長 会場部総務班長 会場部総務班副班長 会場部施設班長 会場部施設班副班長</p>	<p>民生部児童家庭課長 民生部児童家庭課長補佐 民生部厚生援護課長 民生部厚生援護課長補佐 総務部長 総務部次長 総務部人事課長 総務部検査課長及び人事課課長補佐 総務部地方課長 総務部同和対策課長及び地方課課長補佐 総務部広報文書課長 総務部広報文書課長補佐 総務部税務課長 総務部税務課長補佐 総務部消防防災課長 総務部消防防災課長補佐 総務部青少年婦人課長及び消防防災課課長補佐 総務部総務管財課長 総務部総務管財課長補佐 土木部長 土木部次長 土木部管理課長 土木部管理課長補佐 土木部管理課長補佐 土木部管繕課長 土木部都市計画課長及び管繕課長補佐</p>
<p>総務部長 総務部副部長 総務部総務班長 総務部総務班副班長 総務部奉仕団班長 総務部奉仕団班副班長 総務部ふれあい広場班長 総務部ふれあい広場班副班長 総務部後夜祭班長 総務部後夜祭班副班長 総務部選手団第一班長 総務部選手団第一班副班長</p>	<p>民生部長 民生部次長及び国民体育大会事務局次長 民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室長 国民体育大会事務局総務課長及び調整課長並びに民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室室長補佐 民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室長 民生部全国身体障害者スポーツ大会準備室長補佐 民生部国民生活課長 民生部国民生活課長補佐 民生部保険課長 民生部保険課長補佐 民生部厚生援護課長 民生部厚生援護課長補佐 民生部保険課長、国民年金課長及び厚生援護課長補佐</p>

会場部入場整理班班長

会場部入場整理班副班長

会場部スタンド第一班班長

会場部スタンド第一班副班長

会場部スタンド第二班班長

会場部スタンド第二班副班長

会場部スタンド第三班班長

会場部スタンド第三班副班長

会場部スタンド第四班班長

会場部スタンド第四班副班長

医事衛生部部長

医事衛生部副部長

医事衛生部環境衛生班班長

医事衛生部環境衛生班副班長

医事衛生部医療救護班班長

医事衛生部医療救護班副班長

医事衛生部保健指導班班長

医事衛生部保健指導班副班長

医事衛生部会場美化班班長

医事衛生部会場美化班副班長

接遇部部長

接遇部副部長

接遇部案内所・湯茶接待所班班長

接遇部案内所・湯茶接待所班副班長

接遇部弁当・宿舍仮設班班長

土木部河川課長

土木部下水道課長及び河川課課長補佐

土木部道路課長

土木部道路課課長補佐

土木部港湾課長

土木部港湾課課長補佐

土木部砂防利水課長

土木部砂防利水課課長補佐

土木部都市計画課長

土木部建築課長及び都市計画課課長補佐

衛生環境部部長

衛生環境部次長

衛生環境部衛生課長

衛生環境部衛生課課長補佐

衛生環境部健康対策課長

衛生環境部健康対策課長及び医務課課長補佐

衛生環境部健康対策課長

衛生環境部健康対策課課長補佐

衛生環境部環境保全課長

衛生環境部自然保護課長及び環境保全課課長補佐

商工労働部部長

商工労働部次長

商工労働部商工指導課長

商工労働部商工指導課課長補佐

商工労働部通商観光課長

接遇部弁当・宿舍仮設班副班長

宿泊輸送部部長

宿泊輸送部副部長

宿泊輸送部総務班班長

宿泊輸送部総務班副班長

宿泊輸送部食品調達第一班班長

宿泊輸送部食品調達第一班副班長

宿泊輸送部食品調達第二班班長

宿泊輸送部食品調達第二班副班長

宿泊輸送部乗降誘導班班長

宿泊輸送部乗降誘導班副班長

宿泊輸送部交通車両班班長

宿泊輸送部交通車両班副班長

宿泊輸送部バス輸送班班長

宿泊輸送部バス輸送班副班長

宿泊輸送部駐車場班班長

宿泊輸送部駐車場班副班長

宿泊輸送部飾花班班長

宿泊輸送部飾花班副班長

競技式典部部長

競技式典部副部長

競技式典部総務班班長

競技式典部総務班副班長

競技式典部式典班班長

競技式典部式典班副班長

商工労働部通商観光課課長補佐

農林水産部部長

農林水産部次長及び企業局次長

農林水産部漁港課長

農林水産部漁港課課長補佐

農林水産部農畜園芸課長

農林水産部農畜園芸課課長補佐

農林水産部畜産課長

農林水産部畜産課課長補佐

農林水産部農地経済課長

農林水産部耕地課長及び農地経済課課長補佐

農林水産部林務課長

農林水産部農村整備課長、造林課長、水産課長及び林務課課長補佐

農林水産部農政課長

農林水産部農業改良課長、畜産課長及び農政課課長補佐

企業局総務課長

企業局電気課長、開発課長及び総務課課長補佐

農林水産部農畜園芸課長

農林水産部農業改良課長及び農畜園芸課課長補佐

教育委員会教育長

教育委員会事務局次長及び国民体育大会事務局次長

教育委員会事務局総務課長

教育委員会事務局総務課課長補佐

国民体育大会事務局競技式典課長

教育委員会事務局総務課長及び国民体育大会事務局競技式典課課長補佐

別表第四(第五条関係)

<p>総務部 選手団第一班</p>	<p>鳥取県東部福祉事務所 倉吉社会保険事務所 米子社会保険事務所</p>
<p>競技式典部演技班長 競技式典部演技班副班長 競技式典部大会旗・炬火リレー班長 競技式典部大会旗・炬火リレー班副班長 競技式典部演技調整班長 競技式典部演技調整班副班長 競技式典部演技記録班長 競技式典部演技記録班副班長 競技式典部表彰班長 競技式典部表彰班副班長 競技会場部長 競技会場部部長 競技会場部総務班長 競技会場部総務班副班長 競技会場部競技会場班長 競技会場部競技会場班副班長 競技会場部練習会場班長 競技会場部練習会場班副班長 競技会場部練習会場班副班長</p>	<p>教育委員会事務局指導課長 教育委員会事務局指導課課長補佐 教育委員会事務局社会教育課長 教育委員会事務局社会教育課課長補佐 国民体育大会事務局競技式典課長 教育委員会事務局文化課長及び体育保健課長並びに国民体育大会事務局競技式典課課長補佐 教育委員会事務局福利課長 教育委員会事務局同和教育課長及び福利課課長補佐 教育委員会事務局教職員課長 教育委員会事務局教職員課課長補佐 出納室長 出納室会計課長 出納室会計課長 出納室会計課長補佐 出納室会計課長補佐 出納室会計課長補佐 出納室用度課長 出納室用度課長補佐</p>

<p>総務部 選手団第二班</p>	<p>鳥取県中部福祉事務所 鳥取県西部福祉事務所 鳥取県中央児童相談所 鳥取県倉吉児童相談所 鳥取県米子児童相談所</p>
<p>総務部 補装具修理班</p>	<p>鳥取県中部福祉事務所 鳥取県身体障害者更生相談所 鳥取県婦人相談所</p>
<p>広報部 総務班</p>	<p>鳥取県東京事務所</p>
<p>広報部 役員・招待者班</p>	<p>鳥取県自治研修所</p>
<p>広報部 広報班</p>	<p>鳥取県東部県税事務所</p>
<p>広報部 取材調整班</p>	<p>鳥取県中部県税事務所 鳥取県鳥取空港建設事務所</p>
<p>会場部 施設班</p>	<p>鳥取県鳥取土木事務所</p>
<p>会場部 入場整理班</p>	<p>鳥取県倉吉土木事務所</p>
<p>会場部 スタンド第一班</p>	<p>鳥取県倉吉土木事務所</p>
<p>会場部 スタンド第二班</p>	<p>鳥取県鳥取空港建設事務所 鳥取県鳥取港湾事務所</p>

接遇部 弁当・宿舍仮設班	接遇部案内所・湯茶接待所班	医事衛生部会場美化班	医事衛生部保健指導班	医事衛生部医療救護班	医事衛生部環境衛生班	会場部 スタンド 第四班	会場部 スタンド 第三班
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	鳥取県工業試験場 鳥取県東伯農業改良普及所 鳥取県蚕業試験場	鳥取県衛生研究所 鳥取県立中央病院	鳥取県鳥取保健所 鳥取県郡家保健所 鳥取県衛生研究所	鳥取県鳥取保健所 鳥取県郡家保健所 鳥取県倉吉保健所	鳥取県鳥取保健所	鳥取県鳥取土木事務所 鳥取県郡家土木事務所 鳥取県米子土木事務所	鳥取県鳥取土木事務所 鳥取県倉吉土木事務所

競技式典部大会旗・炬火リレー班	競技式典部式典班	宿泊輸送部飾花班	宿泊輸送部駐車場班	宿泊輸送部バス輸送班	宿泊輸送部交通車両班	鳥取県野菜試験場
鳥取県立鳥取図書館	西部教育事務所 鳥取県教育研修センター 鳥取県立社会教育センター 鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県鳥取農業改良普及所 鳥取県倉吉農業改良普及所	鳥取県倉吉地方農林振興局 鳥取県立農業大学校 鳥取県鳥取家畜保健衛生所 鳥取県中部農業開発事業所 鳥取県林業試験場 鳥取県水産試験場	鳥取県気高農業改良普及所 鳥取県八頭農業改良普及所 鳥取県倉吉地方農林振興局 鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取県農業試験場	

鳥 取 県 立 博 物 館	鳥 取 県 教 育 研 修 セ ン タ ー	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 県 立 博 物 館
競 技 式 典 部 競 技 記 録 班	鳥 取 県 教 育 研 修 セ ン タ ー	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 県 立 博 物 館
競 技 式 典 部 表 彰 班	鳥 取 県 教 育 研 修 セ ン タ ー	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 県 立 博 物 館
競 技 会 場 部 總 務 班	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所
競 技 会 場 部 競 技 会 場 班	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所
競 技 会 場 部 練 習 会 場 班	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所	鳥 取 社 会 保 険 事 務 所

鳥取県訓令第3号

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県企業訓令第2号

第四十回国民体育大会鳥取県実施本部設置規程を次のように定める。

昭和六十年三月二十六日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次
鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

第四十回国民体育大会鳥取県実施本部設置規程

(設置)

第一条 第四十回国民体育大会を円滑に運営するため、第四十回国民体育大会鳥取県実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(組織及び分掌事務)

第二条 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(職制)

第三条 実施本部に本部長、副本部長及び参与を置く。
2 本部長は、副知事の職にある者をもつて充てる。
3 副本部長は、総務部長、国民体育大会事務局長及び教育委員会教育長の職にある者をもつて充てる。
4 参与は、出納長の職にある者をもつて充てる。
5 本部長は、実施本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位によりその職務を代行する。
7 参与は、実施本部の運営に参画する。
8 本部長は、特命事項を分担させるため、必要があると認めるときは、本部付を置くことができる。
第四条 部に部長及び副本部長を、班に班長及び副班長を置く。
2 部長、副本部長、班長及び副班長は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもつて充てる。
3 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
4 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が定める順位によりその職務を代行する。

5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が定める順位によりその職務を代行する。

(班員)

第五条 班員は、副班長の所属する課又は室の職員（前条第二項の規定により、班長又は副班長に充てられる者を除く。）をもつて充てる。

2 別表第四の上欄に掲げる班の班員は、前項に規定する職員のほか、同表の下欄に掲げる地方機関等の職員をもつて充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する職員以外の職員を班員とすることができる。

4 班員の事務分担は、班長が定める。

(委任)

第六条 この訓令に定めるもののほか、実施本部に關し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この訓令は、昭和六十年十一月十日限り、その効力を失う。

別表第一（第二条関係）

国体総務部	広 報 部	会 場 部	医事衛生部	接 遇 部	宿泊輸送部
一 実施本部の総括に關すること。 二 關係機關等との連絡調整に關すること。 三 大会役員及び特別招待者の編成に關すること。 四 売店の設置及び指導に關すること。 五 開・閉会式等の参加者に配布する資料の作成に關すること。 六 その他他の主管に屬しないこと。	一 大会役員及び特別招待者の招待に關すること。 二 広報に關すること。 三 報道の調整に關すること。 四 開・閉会式場の消防警備に關すること。 五 開・閉会式場の電話設備の管理に關すること。	一 開・閉会式場の施設等の設置及び保全に關すること。 二 開・閉会式場の入場整理に關すること。	一 環境衛生及び食品衛生対策に關すること。 二 開・閉会式場における医療救護に關すること。 三 防疫に關すること。 四 開・閉会式場の清掃及び廃棄物の処理に關すること。	開・閉会式等の参加者の案内及び接遇に關すること。	一 選手、監督、視察員等の配宿の調整に關すること。 二 主要食品の確保に關すること。 三 馬事衛生に關すること。 四 開・閉会式等の参加者の輸送誘導に關すること。 五 開・閉会式等の参加者用の駐車場の管理に關すること。 六 開・閉会式場等の飾花の管理に關すること。

別表第二(第二条関係)

		<p>式典記録部</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開・閉会式式典及び集団演技の実施に関すること。 二 大会旗・炬火リレーの実施に関すること。 三 競技記録の収集整理及び速報に関すること。 四 総合成績に関すること。 五 スポーツ芸術の実施に関すること。 	
		<p>広 報 部</p>	
		<p>総 務 班</p>	
		<p>役員・招待者班</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大会役員及び特別招待者の配宿に関すること。 二 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 三 その他部内他班の主管に属しないこと。 	
		<p>広 報 班</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開・閉会式のテレビジョン放送、ラジオ放送、閉会式後の知事の記者会見その他の広報に関すること。 二 記録写真の撮影及び整理に関すること。 三 報道委員会に関すること。 四 全国報道者・写真記者会議及び航空取材関係者会議に関すること。 五 報道員に対する来会調査に関すること。 六 報道員の配宿に関すること。 七 報道バスの配車及び運行に関すること。 	
		<p>取材調整班</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 報道員席、放送席、報道員控室、共同暗室等の管理に関すること。 二 開・閉会式における取材の規制及び誘導に関すること。 三 取材用ヘリポートの管理に関すること。 	
		<p>消防警備班</p> <p>開・閉会式場の消防警備に関すること。</p>	
<p>国体総務部</p>		<p>総 務 班</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 実施本部の総合企画に関すること。 二 全国代表者会議に関すること。 三 総務委員会に関すること。 四 動員計画の調整に関すること。 五 県有車の運行計画及び配車に関すること。 六 広報部及び接遇部との連絡調整に関すること。 七 関係機関等との連絡調整に関すること。 八 大会役員及び特別招待者の編成に関すること。 九 売店の設置及び指導に関すること。 十 開・閉会式等の参加者に配布する資料の作成に関すること。 十一 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 十二 その他他部及び部内他班の主管に属しないこと。 	
<p>調整班</p> <p>会場部、医事衛生部及び宿泊輸送部との連絡調整に関すること。</p>		<p>式典記録部との連絡調整に関すること。</p>	
<p>競技式典調整班</p>		<p>式典記録部との連絡調整に関すること。</p>	

医事衛生部		会場部		通信班		通 信 班			
環境衛生班		総 務 班		施 設 班		入 場 整 理 班			
スタンド第四班		一 部内各班の連絡協調及び庶務に関すること。 二 その他部内他班の主管に属しないこと。		一 開・閉会式場の仮設施設、案内所及び休憩所の設置及び保全に関すること。 二 案内板、歓迎装飾等の設置及び管理に関すること。		開・閉会式場(スタンド内を除く。)における入場者の誘導に関すること。			
スタンド第三班		一 旅館業に対する環境衛生上の指導監督に 関すること。 二 宿舍及び弁当調製施設に対する食品衛生 上の指導監督に関すること。 三 開・閉会式場及び競技会場における環境 衛生上及び食品衛生上の指導に関するこ と。 四 飼い犬及び野犬の対策に関すること。 五 飲料水の衛生対策に関すること。		一 受持スタンドの入場口における入場券の 点検、入場者への資料配布及び入場人員の 確認に関すること。 二 受持スタンド内における入場者の誘導及 び整理に関すること。		一 受持スタンドの入場口における入場券の 点検、入場者への資料配布及び入場人員の 確認に関すること。 二 受持スタンド内における入場者の誘導及 び整理に関すること。		一 受持スタンドの入場口における入場券の 点検、入場者への資料配布及び入場人員の 確認に関すること。 二 受持スタンド内における入場者の誘導及 び整理に関すること。	
スタンド第二班		一 案内所・休憩所 の運営に関すること。 二 部内各班の連絡協調及び庶務に関するこ と。 三 その他部内他班の主管に属しないこと。		会場美化班		一 案内所及び休憩所の運営に関すること。 二 部内各班の連絡協調及び庶務に関するこ と。 三 その他部内他班の主管に属しないこと。			
スタンド第一班		保健指導班		医療救護班		六 部内各班の連絡協調及び庶務に関するこ と。 七 その他部内他班の主管に属しないこと。			
入場整理班		一 伝染病の予防指導に関すること。 二 保菌者検索の実施に関すること。 三 標準献立の普及指導に関すること。		開・閉会式場における医療救護に関するこ と。		一 案内所及び休憩所の運営に関すること。 二 部内各班の連絡協調及び庶務に関するこ と。 三 その他部内他班の主管に属しないこと。			
接 遇 部		案内所・休憩所 班		会場美化班		一 案内所及び休憩所の運営に関すること。 二 部内各班の連絡協調及び庶務に関するこ と。 三 その他部内他班の主管に属しないこと。			
宿 泊 輸 送 部		総 務 班		保健指導班		一 伝染病の予防指導に関すること。 二 保菌者検索の実施に関すること。 三 標準献立の普及指導に関すること。			
宿 泊 班		弁当引換所班		医療救護班		開・閉会式場における医療救護に関するこ と。			
食品調達第一班		一 弁当引換所の運営に関すること。 二 弁当の数量の把握に関すること。		会場美化班		一 案内所及び休憩所の運営に関すること。 二 部内各班の連絡協調及び庶務に関するこ と。 三 その他部内他班の主管に属しないこと。			
		一 部内各班の連絡協調及び庶務に関するこ と。 二 その他部内他班の主管に属しないこと。		保健指導班		伝染病の予防指導に関すること。 保菌者検索の実施に関すること。 標準献立の普及指導に関すること。			
		選手、監督、視察員等の配宿の調整に関す ること。 主要食品(畜産食品を除く。)の確保に関 すること。		医療救護班		開・閉会式場における医療救護に関するこ と。			

式典記録部	総務班	飾花班	駐車場班	バス輸送班		交通車両班	乗降誘導班	馬事衛生班	食品調達第二班
		一 記録業務の総合調整に關すること。 二 競技記録の収集及び問合せに対する応答に關すること。 三 部内各班の連絡協調及び庶務に關すること。 四 その他部内他班の主管に屬しないこと。	開・閉会式等の飾花の管理に關すること。	開・閉会式に参加する選手、監督及び出演者のバス輸送に關すること。		一 開・閉会式当日の式場周辺及び計画輸送経路における車両の誘導に關すること。 二 開・閉会式当日の主要歩行経路における交通安全対策に關すること。 三 タクシーの借上げのあつせんに關すること。	バス乗降場等における開・閉会式の参加者の誘導に關すること。	一 馬の防疫診療に關すること。 二 馬の装蹄に關すること。 三 馬の飼料の調達その他の飼育管理に關すること。	主要畜産食品の確保に關すること。

別表第三(第四条関係)

国体総務部長 国体総務部副部長 国体総務部総務班長 国体総務部総務班副班長 国体総務部調整班長 国体総務部調整班副班長 国体総務部競技式典調整班長 国体総務部競技式典調整班副班長	国民体育大会事務局長 国民体育大会事務局次長 国民体育大会事務局総務課長 国民体育大会事務局総務課長補佐 国民体育大会事務局調整課長 国民体育大会事務局調整課長補佐 国民体育大会事務局競技式典課長 国民体育大会事務局競技式典課長補佐
式典班	一 開・閉会式式典の進行に關すること。 二 開・閉会式の式典音楽に關すること。 三 開・閉会式における場内放送に關すること。
演技班	集団演技の実施に關すること。
大会旗・炬火リレー班	大会旗・炬火リレーの実施に關すること。
競技記録班	一 競技記録の印刷及び整理に關すること。 二 競技記録の速報に關すること。
綜合成績班	一 参加得点及び競技別綜合成績の確認に關すること。 二 都道府県別綜合成績の算出に關すること。
スポーツ芸術班	スポーツ芸術の実施に關すること。

宿泊輸送部宿泊班長	国民体育大会事務局調整課長
宿泊輸送部宿泊班副班長	国民体育大会事務局調整課課長補佐
宿泊輸送部食品調達第一班長	農林水産部農蚕園芸課長
宿泊輸送部食品調達第一班副班長	農林水産部農蚕園芸課課長補佐
宿泊輸送部食品調達第二班長	農林水産部畜産課長
宿泊輸送部食品調達第二班副班長	農林水産部畜産課課長補佐
宿泊輸送部馬事衛生班長	農林水産部畜産課長
宿泊輸送部馬事衛生班副班長	農林水産部畜産課課長補佐
宿泊輸送部乗降誘導班長	農林水産部農地経済課長
宿泊輸送部乗降誘導班副班長	農林水産部農地経済課課長補佐
宿泊輸送部交通車両班長	農林水産部耕地課長及び農地経済課長補佐
宿泊輸送部交通車両班副班長	農林水産部林務課長
宿泊輸送部バス輸送班長	農林水産部農村整備課長、造林課長、水産課長及び林務課課長補佐
宿泊輸送部バス輸送班副班長	農林水産部農政課長
宿泊輸送部駐車場班長	民生部保険課長及び全国身体障害者スポーツ大会準備室長並びに農林水産部農業改良課長及び農政課課長補佐
宿泊輸送部駐車場班副班長	企業局総務課長
宿泊輸送部飾花班長	民生部厚生援護課長、出納室会計課長及び用度課長並びに企業局電気課長、開発課長及び総務課課長補佐
宿泊輸送部飾花班副班長	農林水産部農蚕園芸課長
式典記録部長	農林水産部農蚕園芸課課長補佐
式典記録部副部長	教育委員会教育長
式典記録部総務班副班長	教育委員会事務局次長
式典記録部総務班副班長	教育委員会事務局総務課長
式典記録部式典班長	教育委員会事務局総務課課長補佐
	国民体育大会事務局競技式典課長

別表第四(第五条関係)

式典記録部式典班副班長	教育委員会事務局総務課長及び国民体育大会事務局競技式典課長補佐
式典記録部演技班長	教育委員会事務局指導課課長補佐
式典記録部演技班副班長	教育委員会事務局社会教育課長
式典記録部大会旗・炬火リレー班長	教育委員会事務局社会教育課課長補佐
式典記録部大会旗・炬火リレー班副班長	教育委員会事務局社会教育課課長補佐
式典記録部競技記録班長	教育委員会事務局福利課長
式典記録部競技記録班副班長	教育委員会事務局同和教育課長及び福利課課長補佐
式典記録部総合成績班長	教育委員会事務局教職員課長
式典記録部総合成績班副班長	教育委員会事務局教職員課課長補佐
式典記録部スポーツ芸術班長	教育委員会事務局文化課長
式典記録部スポーツ芸術班副班長	教育委員会事務局文化課課長補佐
広 報 部 総 務 班	鳥 取 県 東 京 事 務 所
広 報 部 役 員・招 待 者 班	鳥 取 県 自 治 研 修 所
広 報 部 廣 報 班	鳥 取 県 東 部 県 稅 事 務 所
	鳥 取 県 東 部 県 稅 事 務 所
	鳥 取 県 西 部 県 稅 事 務 所
	鳥 取 県 西 部 県 稅 事 務 所
廣 報 部 取 材 調 整 班	鳥 取 県 中 部 県 稅 事 務 所
	鳥 取 県 西 部 県 稅 事 務 所
	鳥 取 県 鳥 取 空 港 建 設 事 務 所
會 場 部 入 場 整 理 班	鳥 取 県 鳥 取 土 木 事 務 所

会場部 スタンド 第一班	会場部 スタンド 第二班	会場部 スタンド 第四班	医事衛生部 環境衛生班	医事衛生部 医療救護班	医事衛生部 保健指導班
鳥取県倉吉土木事務所 鳥取県米子土木事務所	鳥取県倉吉土木事務所 鳥取県根雨土木事務所 鳥取県鳥取空港建設事務所 鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取県鳥取土木事務所 鳥取県郡家土木事務所 鳥取県米子土木事務所	鳥取県鳥取保健所 鳥取県郡家保健所 鳥取県倉吉保健所 鳥取県米子保健所 鳥取県根雨保健所	鳥取県鳥取保健所 鳥取県郡家保健所 鳥取県倉吉保健所 鳥取県米子保健所 鳥取県根雨保健所	鳥取県鳥取保健所 鳥取県郡家保健所 鳥取県倉吉保健所 鳥取県米子保健所 鳥取県根雨保健所

医事衛生部 会場美化班	接遇部 案内所・休憩所班	接遇部 弁当引換所班	宿泊輸送部 馬事衛生班	宿泊輸送部 乗降誘導班	宿泊輸送部 交通車両班	宿泊輸送部 バス輸送班
鳥取県衛生研究所 鳥取県立中央病院	鳥取県計量検定所 鳥取県工業試験場 鳥取県立米子専修職業訓練校	鳥取県立倉吉専修職業訓練校	鳥取県畜産試験場 鳥取県倉吉家畜保健衛生所 鳥取県米子家畜保健衛生所 鳥取県家畜病性鑑定所	鳥取県中央福祉事務所 鳥取県中央児童相談所	鳥取県米子農業改良普及所	鳥取県鳥取地方農林振興局 鳥取県八頭地方農林振興局 鳥取県倉吉地方農林振興局 鳥取県米子地方農林振興局 鳥取県日野地方農林振興局 鳥取県鳥取農業改良普及所 鳥取県八頭農業改良普及所

<p>式典記録部式典班</p>	<p>宿泊輸送部飾花班</p>	<p>宿泊輸送部駐車場班</p>
<p>鳥取県立米子図書館 鳥取県教育研修センター 鳥取県立社会教育センター 鳥取県埋蔵文化財センター</p>	<p>西部教育事務所</p>	<p>鳥取県気高農業改良普及所 鳥取県倉吉農業改良普及所 鳥取県東伯農業改良普及所 鳥取県立農業大学校 鳥取県農業試験場 鳥取県果樹試験場 鳥取県野菜試験場 鳥取県蚕業試験場 鳥取県鳥取家畜保健衛生所 鳥取県中部農業開発事業所 鳥取県林業試験場 鳥取県水産試験場 鳥取県栽培漁業試験場 鳥取県倉吉児童相談所 鳥取県東部福祉事務所</p>

<p>式典記録部大会旗・炬火リレー班</p>	<p>式典記録部競技記録班</p>	<p>式典記録部総合成績班</p>	<p>中部教育事務所 西部教育事務所 鳥取県立鳥取図書館</p>
<p>鳥取県教育研修センター</p>			<p>鳥取県立博物館</p>

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】